

浜松市告示第487号

平成20年浜松市告示第390号（入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示）の一部を次のように改正し、令和8年11月1日から施行する。

令和8年9月1日

浜松市長 中野 祐介

改正前	改正後
第1 建設工事の請負契約に係る競争入札等参加者に必要な資格 1～3 （略） 4 申請書等の提出 入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次の各号に掲げる書類のうち、<u>第1号に掲げる書類は11月1日（同日が、浜松市の休日を定める条例（平成元年12月20日浜松市条例第76号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌開庁日。以下同じ。）から11月30日（同日が、休日に当たるときはその前開庁日。以下同じ。）までの間に、インターネットを使用して申請（以下「電子申請」という。）し、電子申請した当該第1号に掲げる書類及び第2号から第23号までの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、第4号から第23号までの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日</u>	第1 建設工事の請負契約に係る競争入札等参加者に必要な資格 1～3 （略） 4 申請書等の提出 入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては、<u>次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を11月の第2開庁日から11月30日（同日が、浜松市の休日を定める条例（平成元年12月20日浜松市条例第76号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときはその前開庁日。以下同じ。）までの間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては、次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該これらの提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。</u>

までに提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第4号から第23号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送による場合は、消印の日を提出した日とみなす。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 入札参加資格更新申請書
- (3) 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」
- (4) 入札参加資格申請書補助シート
- (5) 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」
- (6) 業者情報入力票
- (7) 経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書
- (8) ISO取得認証を証明する書類（取得している場合のみ）
- (9) 障害者雇用状況報告書（該当者のみ）
- (10) 営業所一覧（建設業許可の業種を確認できるもの）
- (11) 災害協定の写し（該当者のみ）
- (12) 人的関係に関する申告書
- (13) 商業登記事項証明書
- (14) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書
- (15) 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
- (16) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (17) 健康保険、厚生年金保険及び雇用

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 入札参加資格申請書補助シート
- (3) 業者情報入力票
- (4) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書
- (5) 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
- (6) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (7) 商業登記事項証明書
- (8) 人的関係に関する申告書
- (9) 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）
- (10) 営業所一覧（建設業許可の業種を確認できるもの）
- (11) 経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書の写し
- (12) ISO取得認証を証明する書類（取得している場合のみ）
- (13) 障害者雇用状況報告書（該当者のみ）
- (14) 災害協定の写し（該当者のみ）
- (15) 協力雇用主登録証明書の写し（該当者のみ）
- (16) 不当要求防止責任者講習の受講修了書の写し（該当者のみ）

保険への加入を証明する書類(該当者のみ)

(18) 社会保険等に関する報告書(該当者のみ)

(19) 法人番号を確認できる書類の写し(法人番号を有する者のみ)

(20) 協力雇用主登録証明書の写し(該当者のみ)

(21) 不当要求防止責任者講習の受講修了書の写し(該当者のみ)

(22) その他必要と認める書類

5・6 (略)

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日からその翌々年の3月31日までとする。

8～10 (略)

第2 建設工事関連業務の委託契約に係る競争入札等参加者に必要な資格

1～3 (略)

4 申請書等の提出

(1) 入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次に掲げる書類のうち、アに掲げる書類は11月1日から11月30日までの間に電子申請し、電子申請した当該アに掲げる書類及びイからツまでの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、エから

(17) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入を証明する書類(該当者のみ)

(18) 社会保険等に関する報告書(該当者のみ)

(19) その他必要と認める書類

5・6 (略)

7 資格の有効期間

定期審査による入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日からその翌々年の3月31日までとし、追加審査及び随時審査による入札参加資格の有効期間は、市長が定める期間とする。

8～10 (略)

第2 建設工事関連業務の委託契約に係る競争入札等参加者に必要な資格

1～3 (略)

4 申請書等の提出

入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては、次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を11月の第2開庁日から11月30日までの間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては、次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該これらの提出が郵送によるときは、消印の日を

ツまでの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、エからツまでの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

ア 入札参加資格審査申請書

イ 入札参加資格更新申請書

ウ 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」

エ 入札参加資格申請書補助シート

オ 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」

カ 業者情報入力票

キ 登録証明書

ク 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書

ケ 人的関係に関する申告書

コ 商業登記事項証明書

サ 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書

シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

ス 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し

セ 代表者身元証明書

ソ 登記されていないことの証明書

タ 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）

チ その他必要と認める書類

提出した日とみなす。

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 入札参加資格申請書補助シート

(3) 業者情報入力票

(4) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

(6) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し

(7) 商業登記事項証明書

(8) 代表者身分証明書

(9) 登記されていないことの証明書

(10) 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書

(11) 人的関係に関する申告書

(12) 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）

(13) 登録証明書

(14) その他必要と認める書類

(2) 申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれに定める書類をもって前号カ、ク及びケに掲げる書類に代えることができる。

ア 建設コンサルタント登録業者
(建設コンサルタント登録規程
(昭和 5 2 年建設省告示第 7 1
7 号) により登録を受けている
者)

建設コンサルタント登録規程第
7 条に規定する現況報告書の写
し

イ 地質調査業登録業者 (地質調
査業登録規程 (昭和 5 2 年建設
省告示第 7 1 8 号) により登録
を受けている者)

地質調査業登録規程第 7 条に規
定する現況報告書の写し

ウ 補償コンサルタント登録業者
(補償コンサルタント登録規程
(昭和 5 9 年建設省告示第 1 3
4 1 号) により登録を受けてい
る者)

補償コンサルタント登録規程第
7 条に規定する現況報告書の写
し

5 (略)

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、当該資格
の認定の日からその翌々年の 3 月 3 1
日までとする。

5 (略)

6 資格の有効期間

定期審査による入札参加資格の有効
期間は、当該資格の認定の日からその
翌々年の 3 月 3 1 日までとし、追加審査
及び随時審査による入札参加資格の有
効期間は、市長が定める期間とする。

7～9 (略)

第3 共同企業体の競争入札等に参加することができる資格

(略)

第4 物品購入に係る競争入札等参加者に必要な資格

1～3 (略)

4 申請書等の提出

入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第1号に掲げる書類は11月1日から11月30日までの間に電子申請し、電子申請した当該第1号に掲げる書類及び第2号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 入札参加資格更新申請書

(3) 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」

(4) 入札参加資格申請書補助シート

(5) 入札参加資格審査申請書「使用印

7～9 (略)

第3 共同企業体の競争入札等に参加することができる資格

(略)

第4 物品購入に係る競争入札等参加者に必要な資格

1～3 (略)

4 申請書等の提出

入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては、次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を11月の第2開庁日から11月30日までの間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては、次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該これらの提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 入札参加資格申請書補助シート

(3) 業者情報入力票

(4) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書

(5) 消費税及び地方消費税に係る納

鑑届」

- (6) 業者情報入力票
- (7) 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (8) 人的関係に関する申告書
- (9) 商業登記事項証明書
- (10) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書
- (11) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- (12) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (13) 代表者身元証明書
- (14) 登記されていないことの証明書
- (15) 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）
- (16) その他必要と認める書類

5 (略)

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日からその翌々年の3月31日までとする。

7～9 (略)

第5 業務委託・賃貸借に係る競争入札等参加者に必要な資格

1～3 (略)

4 申請書等の提出

入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第1号に掲げる書類は11月1日から11月30日までの

税証明書

- (6) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (7) 商業登記事項証明書
- (8) 代表者身分証明書
- (9) 登記されていないことの証明書
- (10) 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (11) 人的関係に関する申告書
- (12) 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）
- (13) その他必要と認める書類

5 (略)

6 資格の有効期間

定期審査による入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日からその翌々年の3月31日までとし、追加審査及び随時審査による入札参加資格の有効期間は、市長が定める期間とする。

7～9 (略)

第5 業務委託・賃貸借に係る競争入札等参加者に必要な資格

1～3 (略)

4 申請書等の提出

入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては、次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を11月の第2開庁日から11

間に電子申請し、電子申請した当該第1号に掲げる書類及び第2号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 入札参加資格更新申請書
- (3) 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」
- (4) 入札参加資格申請書補助シート
- (5) 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」
- (6) 業者情報入力票
- (7) 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (8) 人的関係に関する申告書
- (9) 商業登記事項証明書
- (10) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書
- (11) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- (12) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (13) 代表者身元証明書

月30日までの間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては、次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該これらの提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 入札参加資格申請書補助シート
- (3) 業者情報入力票
- (4) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- (6) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (7) 商業登記事項証明書
- (8) 代表者身分証明書
- (9) 登記されていないことの証明書
- (10) 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (11) 人的関係に関する申告書
- (12) 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）
- (13) その他必要と認める書類

<u>(14)</u> 登記されていないことの証明書 <u>(15)</u> 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ） <u>(16)</u> その他必要と認める書類 5 （略） 6 資格の有効期間 入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日からその翌々年の３月３１日までとする。 7～9 （略） 第6 入札参加資格の要件の基準日等の特例 <u>1</u> 入札参加資格を有する者の拡充を図るため市長が特に必要があると認める場合は、<u>第１の２</u>に規定する基準日について別の日を定めることができる。 第7 その他の特例 1～2 （略）	5 （略） 6 資格の有効期間 <u>定期審査による入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日からその翌々年の３月３１日までとし、追加審査及び随時審査による入札参加資格の有効期間は、市長が定める期間とする。</u> 7～9 （略） 第6 入札参加資格の要件の基準日等の特例 入札参加資格を有する者の拡充を図るため市長が特に必要があると認める場合は、<u>第１の２（１）</u>に規定する基準日について別の日を定めることができる。 第7 その他の特例 1～2 （略）
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。